

答 申

諮問第81号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年1月9日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月25日付け海建総第409号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していない」は虚偽決定であるから、直ちに監察査察は調査の上関係者を懲戒処分に付し、当該非開示決定処分を取り消し全てを開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 法務局に永久保存されている公文書であり、和歌山県が主張する「登記官が作成した」は捏造証拠であり現在は通用しない事から、海草振興局長の代理人の土地家屋調査士が作成したと本人が認めており、実質平成20年11月26日存在したものである。従って海草振興局建設部元副部長、管理課長他職員が隠匿したことがほぼ確実な状況下にある。
- (2) 諮問第57号答申では、「特定し直し、開示やり直せ」としながら「特定文書に隠匿した文書が付けられていなかったと実施機関の言うことに不合理が認められない」など実施機関の虚偽説明で、平成13年1月18日付け海建第7110号の地図訂正の同意についての起案文書（以下「海建第7110号起案文書」という。）から理由書や判決書、〇〇〇〇と他人の所有者名を記載した土地所在図を隠匿させたことを見逃す答申を出させた。
- (3) 平成20年11月26日に海草振興局建設部で、異議申立人が見た海建第7110号起案文書には、開示請求した内容の公図訂正前・公図訂正後の土地所在図に土地所有者名を朱書した〇〇〇番と〇〇〇番を眼鏡印で括り所有者を〇〇〇〇と記載した根拠を示す公文書があり、その開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 海建第7110号起案文書について

実施機関では、海建第7110号起案文書の綴りは、現在も海草振興局建設部管理課に保存期間永久文書として保存している。

海建第7110号起案文書は、当時県道と里水路を管理していた海草振興局建設部管理課が、公図訂正に同意してよいかを決裁した公文書である。

2 本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであるところ、「朱書した〇〇〇番と〇〇〇番を目鏡印で括り所有者を〇〇〇〇と記載した図面」（以下「カラー図面」という。）は、県の公印が押印されたものをコピーしたものであり、管理課の公図訂正同意の決裁がおきる前に、公印の押印を行うことは、考えられない。よって、公印が押印された図面のコピーが海建第7110号起案文書に添付されていたとは、考えられない。

現存する綴りの中には、今回特定した文書である「カラー図面」は編纂されていないし、朱書きでなく黒で記載された「〇〇〇番と〇〇〇番を目鏡印で括り所有者を〇〇〇〇と記載した図面」も、眼鏡で括った図面もない。

異議申立人は、平成20年11月に海草振興局建設部管理課で閲覧した際、海建第7110号起案文書にカラー図面が編纂されていたと主張しているが、実施機関がその図面を毀棄・隠匿した事実はない。

また、図面に〇〇〇〇と記載したのは、実施機関ではなく、そのように記載した根拠を示す公文書も海建第7110号起案文書に添付されていない。よって、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関によれば、海建第7110号起案文書の綴りを入念に確認したところであるが、カラー図面、同様のカラーでない黒の図面及び眼鏡で括った図面もないことから、当然ながらそのように記載した根拠を示す公文書も綴られておらず、「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行ったものであると説明する。

ところで、平成20年11月26日海草振興局建設部において、異議申立人が見た文書が間違いなくあったと主張する海建第7110号起案文書に関しては、諮問第60号及び諮問第62号における答申から、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類であるカラー図面は添付されていなかったと見ることが相当であると判示されているとおり、実施機関において海建第7110号起案文書にカラー図面が綴られていないと認められるので、「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理でも、不自然なことでもない。

また、カラー図面、同様のカラーでない黒の図面及び眼鏡で括った図面もないため、当然ながらカラー図面の根拠となる図面がないとの実施機関の説明は、首肯できるものである。

よって、実施機関が「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月6日	○諮問（実施機関）
平成24年5月9日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成27年6月3日	○審議
平成27年7月1日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年7月28日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年8月26日	○審議
平成27年9月10日	○審議
平成27年9月30日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成24年1月9日	平成20年11月26日、〇〇〇氏〇〇〇〇の2人で存在を確認し、コピーを依頼して以来行方不明となった海建第7110号公図訂正関係一件文書に編綴されていた公図訂正前・公図訂正後の土地所在図に土地所有者名を朱書した〇〇〇番と〇〇〇番を目鏡印で括り所有者を〇〇〇〇と記載した根拠を示す公文書の開示。